

令和4年7月28日

〒530-0001

大阪市北区梅田三丁目3番1号

学校法人 日本教育財団 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075

名古屋市千種区内山三丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 伊藤英樹

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

複写

差 止 請 求 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

貴法人が設置・運営している名古屋医専に関し、同校が学費を一切返還しないとの不返還条項を定めていたことについて、当団体が同条項を内容とする意思表示の差し止めを求めた訴訟において、以下の内容で名古屋高等裁判所において、裁判上の和解が成立しています。

「納入後の学費は、次の①、②及び③に掲げる者がそれぞれ①、②及び③に定める日までに入学辞退を申し出、かつ、返還手続きを行った場合に限り、返還する。

① 専願でのAO入試、専願での推薦入試、専願での一般・社会人入試その他専願を資格要件とする入学試験に合格したことによって入学を許可された者

当該者の入学年後の当該学科に係る一般・社会人入試の2次募集の受付締切日

② 編入学入試に合格して入学を許可された者 当該者が入学する年の2月1日

③ ①及び②以外の一般・社会人入試によって入学を許可された者

複写



受付通番：G00183236000100000 号

1/5 頁

当該者が入学する年の3月31日」

上記裁判上の和解に至ったのは、最高裁判決を踏まえた上での、名古屋医専における学費不返還条項が消費者契約法9条1号に反するとの当団体の主張が、第1審判決において認められたことを、ふまえてのものであります。

当団体と致しましては、貴法人所属の名古屋医専以外の各校についても、学費の返還手続きについて、同様の考え方をもって、返還に際しての案内がなされるべきと考えます。

しかしながら、貴法人所属の名古屋医専以外の各校における「学費納入について」は、併願での一般入試（入学）以外での、AO入試（AO入学）、推薦入試、専願での一般入試（入学）の場合、入学辞退者に対し学費の返還を原則として認めないように読めます。これは、最高裁判例にも、名古屋医専と当団体との和解内容にも反すると考えます。

貴法人所属の名古屋医専以外の各校のホームページでは「納入後の学費は原則として返金できません。ただし、併願での一般入試（一般入学）の場合のみ、2023年3月31日まで（秋期生は2023年9月30日まで）に入学辞退・学費返還手続きを行うことができます。」とのみ記載されており、同様の問題があります。

そこで、当団体は、貴法人に対して、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を送付します。

本差止請求書が通常到達すべき時から1週間を経過した後は、当団体は、貴法人に対して、消費者契約法が定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求書に対する貴法人の対応につき、本差止請求書到達後1週間以内に上記連絡先宛てに書面でご回答ください。

なお、本差止請求書の内容、本差止請求書に対する貴法人のご回答の有無・内容及び本差止請求以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

複写



第1 請求の要旨

- 1 当団体は、貴法人所属の東京モード学園、HAL 東京、首都医校、大阪モード学園、HAL 大阪、大阪医専、名古屋モード学園、HAL 名古屋において、消費者との間で、専願（AO入試、AO入学、推薦入試、一般入試、一般入学も含む）入試および編入学によって入学を許可された場合、「納入後の学費は原則として返金できません」等、入学辞退の申し出の時期にかかわらず、一律に返還しないとする条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。
- 2 当団体は、貴法人に対し、上記の条項が記載された書面を破棄すること、並びに、上記の条項を含む契約の締結を行わないこと及び上記の条項が記載された書面を破棄すべきことを貴法人の職員らに指示することを求めます。
- 3 当団体は、貴法人所属の東京モード学園、HAL 東京、首都医校、大阪モード学園、HAL 大阪、大阪医専、名古屋モード学園、HAL 名古屋のホームページ上において、専願（AO入試、AO入学、推薦入試、一般入試、一般入学も含む）入試（入学）および編入学によって入学を許可された場合、「納入後の学費は原則として返金できません」等、入学辞退の申し出の時期にかかわらず、一律に学費を返還しないとする文言の削除を求めます。

第2 紛争の要点

1 請求の要旨1について

- (1) 貴法人の学費納入案内など、入学辞退の申し出の時期にかかわらず、納入後の学費を一律に返金しないこととする条項（以下「本件不返還条項」といいます。）は、平均的な損害を超える部分については、消費者契約法9条1号に抵触し、無効です。
- (2) 不返還特約についての最高裁の見解

最高裁は、「いったん納付された学生納付金は理由のいかんを問わず返還しない」等の不返還特約のうち授業料等に関する部分は、「在学契約の解除に伴う損害賠償金の予定又は違約金の定め の性質を有するもの」と示した上で、当該大学が合格者を決定するにあたって織り込み済みのものと解される在学契約の解除、すなわち、学生が当該大学に入学する（学生として当該大学の教育を受ける）ことが客観的に高い蓋然性をもって予測される時点よりも前の時期における解除については、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないもの」としています。そして、一般入試合格者の辞退に関して、「在学契約の解除の意思表示が3月31日までにされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって、不返還特約はすべて無効とな」と、判示しました。

他方で、最高裁は、推薦入試合格者については、「推薦入学試験に合格して当該大学と在学契約を締結した学生については、上記出願資格の存在及び内容を理解・認識した上で、当該入学試験を受験し、在学契約を締結したものであること、これによって、他の多くの受験生よりも一般に早期に有利な条件で当該大学に入学できる地位を確保していることに照らすと、学生が在学契約を締結した時点



で当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるというべきであるから、当該在学契約が解除された場合には、その時期が当該大学において当該解除を前提として他の入学試験等によって代替りの入学者を通常容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情がない限り、当該大学には当該解除に伴い初年度に納付すべき授業料等及び諸会費等に相当する平均的な損害が生じるべきというべきである」と判示しています。

(3) 貴法人の場合の平均的損害

貴法人の専願（AO入試、AO入学、推薦入試、一般入試、一般入学も含む）入試、入学は、その選考方法や選考日程からすると、いずれも、併願入試（併願入学）の受験生よりも一般に早期に有利な条件で入学できる地位を確保できているとはいえ、入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるとはいえません。従って、原則通り3月31日までに在学契約が解除された場合には、貴法人に平均的損害は発生していません。

仮に貴法人の専願入試が、他の多くの受験生よりも一般に早期に有利な条件で当該大学に入学できる地位を確保しており、学生が在学契約を締結した時点で当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるというべき場合に該当するとしても、最終の入試（選考）が実施されるまでは、代替りの入学者を容易に確保できますから、特段の事情があり、貴法人には解除に伴う平均的損害はありません。

編入学により入学を許可された者の入学また、辞退についても、その選考方法や試験日程からすると、いずれも、他の受験生よりも一般に早期に有利な条件で入学できる地位を確保できているとはいえ、入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるとはいえません。

また、仮に、貴法人の編入学が、他の受験生よりも一般に早期に有利な条件で入学できる地位を確保しており、学生が編入学契約を締結した時点で入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測される場合に相当するとしても、編入学入試は随時実施されているのでありますから、その後の編入学入試により代替りの入学者を容易に確保できます。

従いまして編入学の場合にも、貴法人には平均的損害はありません。

(4) 貴法人の不返還条項が消費者契約法9条1号に抵触すること

従いまして、貴法人の不返還条項は、入学辞退の申し出の時期にかかわらず、納入後の学費を一律に返金しないこととする条項であり、平均的な損害の額を超えるものですから、平均的な損害の額を超える部分については、消費者契約法9条1号に抵触し、無効です。

そこで、当団体は、貴法人に対して、貴法人所属の東京モード学園、HAL東京、首都医校、大阪モード学園、HAL大阪、大阪医専、名古屋モード学園、HAL名古屋において、消費者との間で、専願（AO入試、AO入学、推薦入試、一般入試、一般入学も含む）入試および編入学によって入学を許可された場合、「納入後の学費は原則として返金できません」等、入学辞退の申し出の時期にかかわらず、一律に返還しないとする条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。



2 請求の要旨2について

消費者契約法は、適格消費者団体に対して、不当行為の停止を求める権限だけではなく、不当行為の停止又は予防に必要な措置をとることを求める権限も付与しています（消費者契約法12条）。

そこで、当団体は、貴法人に対して、不当条項を含む契約の締結を行わないことを求めるとともに、不当行為の停止又は予防に必要な措置として、不当条項が記載された書面を破棄すること、並びに、不当条項を含む契約の締結を行わないこと及び不当条項が記載された書面を破棄すべきことを貴法人の職員らに指示することを求めます。

3 請求の要旨3について

同様の理由により、当団体は、貴法人所属の東京モード学園、HAL東京、首都医校、大阪モード学園、HAL大阪、大阪医専、名古屋モード学園、HAL名古屋のホームページ上において、専願（AO入試、AO入学、推薦入試、一般入試、一般入学も含む）入試（入学）および編入学によって入学を許可された場合、「納入後の学費は原則として返金できません」等、入学辞退の申し出の時期にかかわらず、一律に学費を返還しないとする文言の削除を求めます。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

名古屋地方裁判所

以上

複写

複写

複写

差出人 〒464-0075
愛知県名古屋市千種区内山三丁目28-2KS千種ビル6階F
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
受取人 〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田三丁目3番1号

理事長 杉浦市郎

学校法人 日本教育財団御中



この郵便物は令和4年7月28日
第13365354892号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G00183236000100000号

